

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人富山スイミングクラブという。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を富山県富山市荒川4丁目1番70号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、子どもたちや一般の市民に対して、正しい水泳の普及と技術の向上をはじめとした水を通じた生涯スポーツに関する事業を行い、地域社会の健全な発達に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 水泳教室開催事業
- (2) 競技力向上事業
- (3) 健康スポーツに関する事業
- (4) 各関係団体と連携し、富山県及び富山市内における水泳普及振興に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人及び団体とし、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 会長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。

- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上20人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、1人以上2人以内を副会長、1名を専務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事の中から、総会において選出する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 会長及び専務理事は、この法人を代表し、会務を総轄する。

- 2 会長及び専務理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定める順序により、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(名誉会長、顧問及び参与)

第20条 この法人に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、会長が総会の承認を得て委嘱する。

(職員)

第21条 この法人に、次の職員を置く。

- (1) ヘッドコーチ
- (2) マネージャー
- (3) チーフコーチ
- (4) 専任コーチ
- (5) 事務局長
- (6) その他会長が必要と認める職

- 2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第28条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した会員は、前2条、次条第1項及び第49条の適用については、総会に出席したもののみならず。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わるできない。
(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- (議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 45 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限り）

(5) 社員の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において議決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、法人のホームページに掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行い、法に公告の方法を官報と規定された事項については官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事（会長）	安田 達雄
理事（副会長）	東山 幸暉
理事	須垣 純夫
理事	山崎 哲正
理事	小林 福治
理事	串宮 定子
理事	飯田 恵美子
理事	原田 吉久
理事	高島 伸一
理事	福田 豊
理事	中村 一雄
理事	山田 均
理事	木倉 敏彦
理事	砂森 智子

監事 杉谷 誠

監事 橋本 融

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 平成19年6月25日一部改定
(20条、21条)
- 7 平成30年6月25日一部改定
(15条、21条、24条、25条、31条、34条、40条、43条、44条、47条、50条、54条)
- 8 令和8年 月 日一部改定
(5条、13条、14条、15条、54条)

これは当法人の定款に相違ありません

令和 年 月 日

特定非営利活動法人富山スイミングクラブ

代表理事

令和8年度事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人富山スイミングクラブ

1. 事業実施の方針

- (1) 水を通して正しい水泳の普及と技術の向上に努め、心身ともに健全で健康な体力を養い、優秀なスポーツマンを育成する。
- (2) NPO法人としての財政基盤を確立し、適切な運営を図る。
- (3) 富山県水泳連盟・富山市水泳協会他のスポーツ団体と連携し、地域スポーツの振興を図る。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容		実施予定回数	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費 予算額 (千円)
水泳教室 開催事業	各種水泳教室 ・成人コース ・ジュニアコース		年 36 回 年 40 回	富山市民 プール	登録指導員 約 50 名	幼児～高齢者 約 2,000 名	45,530
	指導研修会の開催 外部講習会への参加		週 1 回程度 月 1 回程度	富山市民 プールほか	主任指導員 約 10 名	登録指導員 約 50 名	
	教室用指定用品販売		通年	富山市民 プール	事務職員 2 名	幼児～高齢者 約 2,000 名	
競技力 向上事業	選手強化 ・定期練習 ・強化合宿 ・大会参加	競泳	通年	富山市民 プールほか	コーチ 10 名	小学生～高校生 約 100 名	12,206
		AS*	通年	富山市民 プールほか	コーチ 6 名	小学生～高校生 約 30 名	
		水球	通年	富山市民 プールほか	コーチ 3 名	小学生 約 20 名	
健康 に関する 事業 に 関 係 す る 事 業	健康増進運動教室 ・アクアビクス ・水中ウォーキング ・ヨガ ・転倒予防運動		年 36 回	富山市民 プール	登録指導員 約 10 名	成人 約 200 名	2,349
水泳普及 振興事業	富山県水泳連盟及び、富山市水泳協会との連携事業 ・競技会の開催 ・事務局運営等		通年	富山市民 プールほか	コーチ 6 名	幼児～高齢者 約 1,000 名	1,200

*AS (アーティスティックスイミング)

令和9年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人富山スイミングクラブ

1. 事業実施の方針

- (1) 水を通して正しい水泳の普及と技術の向上に努め、心身ともに健全で健康な体力を養い、優秀なスポーツマンを育成する。
- (2) NPO法人としての財政基盤を確立し、適切な運営を図る。
- (3) 富山県水泳連盟・富山市水泳協会他のスポーツ団体と連携し、地域スポーツの振興を図る。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定回数	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費 予算額 (千円)	
水泳教室 開催事業	各種水泳教室 ・成人コース ・ジュニアコース	年 36 回 年 40 回	富山市民 プール	登録指導員 約 50 名	幼児～高齢者 約 2,000 名	45,530	
	指導研修会の開催 外部講習会への参加	週 1 回程度 月 1 回程度	富山市民 プールほか	主任指導員 約 10 名	登録指導員 約 50 名		
	教室用指定用品販売	通年	富山市民 プール	事務職員 2 名	幼児～高齢者 約 2,000 名		
競技力 向上事業	選手強化 ・定期練習 ・強化合宿 ・大会参加	競泳	通年	富山市民 プールほか	コーチ 10 名	12,206	
		AS*	通年	富山市民 プールほか	コーチ 6 名		小学生～高校生 約 30 名
		水球	通年	富山市民 プールほか	コーチ 3 名		小学生 約 20 名
健康 に関する 事業 に	健康増進運動教室 ・アクアビクス ・水中ウォーキング ・ヨガ ・転倒予防運動	年 36 回	富山市民 プール	登録指導員 約 10 名	成人 約 200 名	2,349	
水泳普及 振興事業	富山県水泳連盟及び、 富山市水泳協会との 連携事業 ・競技会の開催 ・事務局運営等	通年	富山市民 プールほか	コーチ 6 名	幼児～高齢者 約 1,000 名	1,200	

*AS (アーティスティックスイミング)

R 8 年度活動予算書 (案)

特定非営利活動法人
富山スイミングクラブ

【経常収入の部】 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (単位：千円)

科	目	R 8 予算A	R 7 予算C	A-C	備 考
	基本財産運用収入	0	0	0	
	会費収入	120	125	△ 5	
	年会費	120	125	△ 5	理事会員会費
	事業収入	119,261	116,563	2,698	
	水泳教室開催事業	98,215	97,412	803	
	入会金	500	324	176	250名分
	受講料	91,065	92,000	△ 935	受講生17,600名分
	指定用品販売	6,650	5,088	1,562	指定用品販売売上
	競技力向上事業	11,728	10,771	957	
	入会金	0	2	△ 2	
	受講料	11,178	10,200	978	受講生1,580名分
	更新料	550	569	△ 19	選手年会費120名分
	健康スポーツに関する	7,918	7,080	838	
	入会金	100	80	20	
	受講料	7,818	7,000	818	受講生2,180名分
	関係団体との連携事業	1,400	1,300	100	
	委託料	1,400	1,300	100	県水連・富山市
	雑収入	685	685	0	
	寄付金	0		0	
	退職給与引当金取崩	0		0	
	経常収入合計	120,066	117,373	2,693	

【経常支出の部】

(単位：千円)

科	目	R 8 予算A	R 7 予算C	A-C	備 考
	事業費	61,285	59,389	1,896	
	水泳教室開催事業	45,530	44,452	1,078	
	賃金	15,160	16,010	△ 850	嘱託職員5名
	報償費	14,160	14,810	△ 650	指導料
	旅費	300	300	0	
	消耗品	1,000	900	100	
	印刷費	300	100	200	泳力カルテ
	保険料	385	413	△ 28	クラブ保険
	手数料	2,477	1,257	1,220	受講料引落手数料
	通信運搬	11	11	0	発送費
	使用料	5,067	4,231	836	
	返還金	250	2,000	△ 1,750	受講料返金
	指定用品仕入	6,000	4,000	2,000	指定用品仕入れ
	食料費	20	20	0	短期教室茶菓
	研修費	400	400	0	SC協会研修会参加
	競技力向上事業	12,206	11,617	589	
	報償費	4,800	4,800	0	指導料
	旅費	2,186	2,194	△ 8	
	消耗品費	600	600	0	トレーニング用品
	保険料	50	50	0	国内旅行保険

手数料	140	149	△ 9	引落手数料
負担金	100	100	0	大会レ参加費
使用料	1,468	1,468	0	施設使用料
補助金	1,752	1,396	356	大会参加補助
委託料	330	330	0	連絡協議会
表彰費	200	200	0	
強化養成	150	100	50	
野外活動	200	0	200	
広告料	30	30	0	
返還金	0	0	0	
研修費	200	200	0	
健康スポーツに関する	2,349	2,320	29	
報償費	1,100	1,100	0	指導料
手数料	64	63	1	引落手数料
使用料	1,135	1,157	△ 22	施設使用料
返還金	50	0	50	
関係団体との連携事業	1,200	1,000	200	
報償費	1,200	1,000	200	
管理費	50,197	56,747	△ 6,550	
給料	13,534	12,665	869	専任4名分
職員手当	6,828	6,623	205	期末勤勉他
共済費	7,996	7,700	296	職員15名分
賃金	7,904	11,972	△ 4,068	職員2名分
旅費	100	100	0	SC協会北陸支部
消耗品	500	800	△ 300	文具
印刷費	500	600	△ 100	コピー料金
修繕費	400	400	0	
食料費	100	100	0	理事会弁当他
通信運搬費	570	600	△ 30	通信料、発送費
手数料	245	245	0	振込手数料
公租公課	8,500	8,500	0	消費税
使用料	400	658	△ 258	プリンターリース料他
委託料	620	620	0	税務処理委託料他
雑費	300	300	0	慶弔費
諸会費	30	30	0	
登録費	500	650	△ 150	日水連登録、SC協会登録
福利厚生費	670	530	140	健康診断
役員報酬	0	2,654	△ 2,654	
広告料	500	1,000	△ 500	
退職給与積立金	0	0	0	
固定資産除却額	0		0	
経常支出合計	111,482	116,136	△ 4,454	
経常収支差額	8,584	1,237	7,147	
【その他資金支出の部】			0	
固定資産除却額	0	0	0	
減価償却引当預金支出	400	400	0	
退職金給与引当預金支出	3,000	0	3,000	

調整積立金	3,000	0	3,000
予備費	1,000	1,000	0
その他資金支出合計	7,400	1,400	6,000
当期正味財産増加額	1,184	△ 163	1,347
前期繰越正味財産額	74,755	72,980	1,775
期末正味財産合計	75,939	72,817	3,122

R 9 年度活動予算書 (案)

特定非営利活動法人

【経常収入の部】令和9年4月1日から令和10年3月31日迄

(単位：千円) 富山スイミングクラブ

科	目	R 9 予算A	R 8 予算C	A-C	備 考
	基本財産運用収入	0	0	0	
	会費収入	120	120	0	
	年会費	120	120	0	理事会員会費
	事業収入	119,261	119,261	0	
	水泳教室開催事業	98,215	98,215	0	
	入会金	500	500	0	250名分
	受講料	91,065	91,065	0	受講生17,600名分
	指定用品販	6,650	6,650	0	指定用品販売売上
	競技力向上事業	11,728	11,728	0	
	入会金	0	0	0	
	受講料	11,178	11,178	0	受講生1,580名分
	更新料	550	550	0	選手年会費120名分
	健康スポーツに関する	7,918	7,918	0	
	入会金	100	100	0	
	受講料	7,818	7,818	0	受講生2,180名分
	関係団体との連携事業	1,400	1,400	0	
	委託料	1,400	1,400	0	県水連・富山市
	雑収入	685	685	0	
	寄付金	0	0	0	
	退職給与引当金取崩	0	0	0	
	経常収入合計	120,066	120,066	0	

【経常支出の部】

(単位：千円)

科	目	R 9 予算A	R 8 予算C	A-C	備 考
	事業費	61,285	61,285	0	
	水泳教室開催事業	45,530	45,530	0	
	賃金	15,160	15,160	0	嘱託職員5名
	報償費	14,160	14,160	0	指導料
	旅費	300	300	0	
	消耗品	1,000	1,000	0	
	印刷費	300	300	0	泳力カルテ
	保険料	385	385	0	クラブ保険
	手数料	2,477	2,477	0	受講料引落手数料
	通信運搬	11	11	0	発送費
	使用料	5,067	5,067	0	
	返還金	250	250	0	受講料返金
	指定用品	6,000	6,000	0	指定用品仕入れ
	食料費	20	20	0	短期教室茶菓
	研修費	400	400	0	SC協会研修会参加
	競技力向上事業	12,206	12,206	0	
	報償費	4,800	4,800	0	指導料
	旅費	2,186	2,186	0	
	消耗品費	600	600	0	トレーニング用品
	保険料	50	50	0	国内旅行保険

	手数料	140	140	0	引落手数料
	負担金	100	100	0	大会レ-参加費
	使用料	1,468	1,468	0	施設使用料
	補助金	1,752	1,752	0	大会参加補助
	委託料	330	330	0	連絡協議会
	表彰費	200	200	0	
	強化養成	150	150	0	
	野外活動	200	200	0	
	広告料	30	30	0	
	返還金	0	0	0	
	研修費	200	200	0	
	健康スポーツに関する	2,349	2,349	0	
	報償費	1,100	1,100	0	指導料
	手数料	64	64	0	引落手数料
	使用料	1,135	1,135	0	施設使用料
	返還金	50	50	0	
	関係団体との連携事業	1,200	1,200	0	
	報償費	1,200	1,200	0	
	管理費	50,197	50,197	0	
	給料	13,534	13,534	0	専任4名分
	職員手当	6,828	6,828	0	期末勤勉他
	共済費	7,996	7,996	0	職員15名分
	賃金	7,904	7,904	0	職員2名分
	旅費	100	100	0	SC協会北陸支部
	消耗品	500	500	0	文具
	印刷費	500	500	0	コピー料金
	修繕費	400	400	0	
	食料費	100	100	0	理事会弁当他
	通信運搬費	570	570	0	通信料、発送費
	手数料	245	245	0	振込手数料
	公租公課	8,500	8,500	0	消費税
	使用料	400	400	0	プリンターリース料他
	委託料	620	620	0	税務処理委託料他
	雑費	300	300	0	慶弔費
	諸会費	30	30	0	
	登録費	500	500	0	日水連登録、SC協会登録
	福利厚生費	670	670	0	健康診断
	役員報酬	0	0	0	
	広告料	500	500	0	
	退職給与積立金	0	0	0	
	固定資産除却額	0	0	0	
	経常支出合計	111,482	111,482	0	
	経常収支差額	8,584	8,584	0	
	【その他資金支出の部】			0	
	固定資産除却額	0	0	0	
	減価償却引当預金支出	400	400	0	
	退職金給与引当預金支出	3,000	3,000	0	

調整積立金	3,000	3,000	0
予備費	1,000	1,000	0
その他資金支出合計	7,400	7,400	0
当期正味財産増加額	1,184	1,184	0
前期繰越正味財産額	75,939	74,755	1,184
期末正味財産合計	77,123	75,939	1,184